

被害の実態に即した適切な住家被害認定の  
運用確保方策に関する検討会（第1回）  
議 事 概 要

1. 検討会の概要

日時：平成20年10月3日（金）10:00～12:00

場所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：坂本座長、奥田委員、佐久間委員、重川委員、杉山委員、田中委員、中埜委員、宇羅委員、城戸委員、甫出ワザバー、阿部ワザバー、大森政策統括官、田口官房審議官、中島参事官、青木参事官、福井参事官補佐

2. 議事概要

検討の趣旨、検討の進め方、被害認定基準運用指針の運用状況について事務局、城戸委員及び宇羅委員より説明後、議論を行った。

<主な意見>

- 浸水被害は、多くの場合、建て替えではなく補修で済む。また、水害の場合、保険でカバーされる世帯が多いことも踏まえて考えるべきである。
- 臭いや、家財道具の被害があったとしても、主要な構成要素が損壊しているわけではない場合、課税の考え方等を考慮すると、全壊判定とすることは考えにくい。そのため、住民感情の問題はあるものの、建物に対する被害と家財道具等の被害は分けて、その判定結果は異なるものであるということを明確にする必要があると思う。
- 水害の判定が厳しいと指摘されているが、浸水被害で全壊と判定されたもののうち解体して建て直したものがどのくらいあるのか、また、実際の補修費用等について、客観的にデータを整理し検討する必要がある。
- 浸水時間によっても被害の状況は異なるようである。
- 水害による住家被害認定については、迅速かつ公平という観点から、浸水深だけから判断することも一案である。
- 竜巻だけでなく台風も含めた風による被害の場合は、外装材から作用し骨組みに外力が加わるのに対して、地震による被害の場合は地面から基礎から作用し構造に力が加わる。これに加えて、風による被害の場合は飛散物による損傷もあるため、風による被害は地震による被害とは異なるものとして考える必要がある。
- 誰が調査するかという点にも大きな問題がある。実際は税務部門等の建築に関する専門知識がそれほどない職員が調査を担当しており、そのことを念頭に調査方法を設計する必要がある。
- 被害認定の調査を手伝った経験から、一般の行政職員には、被害認定基準の判定項

目が技術的に難しいように感じている。

- 住家被害の補修は、1) 安全性の確保（余震に対する安全性、耐震基準を満たしているかという安全性）、2) 居住可能性（風雨がしのげるか、仮設住宅に移らなくてもよいかという点）、3) 現状復帰までの住環境の回復、4) 修繕時の居住性能の向上の4点に分けることができる。この4点のうち、どこまでを公的補助の対象とするかという点について、的確に説明することや被災者の理解を得ることは難しいように思う。被害認定の結果と補修工事との接続性の問題である。
- 点数を積み上げるという方式が、一般の住民にはわかりにくいという印象をもった。そのため、被害認定基準の運用指針は、客観性の観点から、なんらかの数値化は必要であると思うが、より細かくするよりも、分かりやすくすることが必要であると思う。
- 市町村の実力（マンパワーと職員の能力）の範囲内で調査を実施することを前提とするべきである。
- 応急危険度判定と被害認定の関係について、説明していくことも必要である。

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）付  
福井、今西  
TEL :03-3501-5191（直通）